

議案第36号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。
別表第2第18号中「第60条」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月3日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
種類		金額	種類		金額
事務	名称		事務	名称	
1～17 省略			1～17 省略		
18 都市計 画法施行規 則（昭和 44年建設 省令第49 号）第60 条第1項の 規定に基づ く都市計画 法第29条 第1項及び 第2項、第 35条の2 第1項、第 41条第2 項、第42 条第1項又 は第43条 第1項の規 定に適合し ていること を証する書 面の交付	省略	18 都市計 画法施行規 則（昭和 44年建設 省令第49 号）第60 条の規定に 基づく都市 計画法第 29条第1 項及び第2 項、第35 条の2第1 項、第41 条第2項、 第42条第 1項又は第 43条第1 項の規定に 適合してい ることを証 する書面の 交付	省略		
19～63 省略			19～63 省略		

(流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部改正)
 第二条 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則(昭和四十二年建設省令第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)</p> <p>第二十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項若しくは第六条の二第二項の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の規定(同法第四条第一項の変更を含む)を受けようとする者は、その計画が法第五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)に求めることができる。</p>	<p>(法第五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)</p> <p>第二十五条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長)に求めることができる。</p>

(都市計画法施行規則の一部改正)
 第三条 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)</p> <p>第六十条 (略)</p> <p>2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の規定(同法第四条第一項の変更の認定を含む)を受けようとする者は、その計画が法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事(指定都市等における場合は当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合はあつては当該市の長とする)に求めることができる。</p>	<p>(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)</p> <p>第六十条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(都市緑地法施行規則の一部改正)
 第四条 都市緑地法施行規則(昭和四十九年建設省令第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>2 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)第三条第一項の規定(同法第四条第一項の変更の認定を含む)を受けようとする者は、その計画が法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例の規定に適合していることを証する書面の交付を市町村長に求めることができる。</p>	<p>(建築物の緑化率の最低限度に関する証明書の交付)</p> <p>第二十九条 (略)</p> <p>(新設)</p>

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正)
 第五条 都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(開発許可関係事務を処理する市町村長の特例)</p> <p>第四十二条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行規則第十六条第一項、第三十一条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第二項並びに第六十条第一項(都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く)の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。</p>	<p>(開発許可関係事務を処理する市町村長の特例)</p> <p>第四十二条 法第九十三条第一項の規定により開発許可関係事務を処理する市町村長は、都市計画法施行規則第十六条第一項、第三十一条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第二項並びに第六十条(都市計画法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合を除く)の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。</p>

附則
 この省令は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

参考

○国土交通省令第七十九号

宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第二十四条及び流通業務市街地の整備に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三号）第九条の規定に基づき、並びに都市計画法（昭和四十三年法律第百号）及び都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）を実施するため、宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十六日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

宅地造成等規制法施行規則等の一部を改正する省令

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第一条 宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）</p> <p>第三十条 建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。</p>	<p>（法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付）</p> <p>第三十条 建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第八条第一項又は第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。</p>